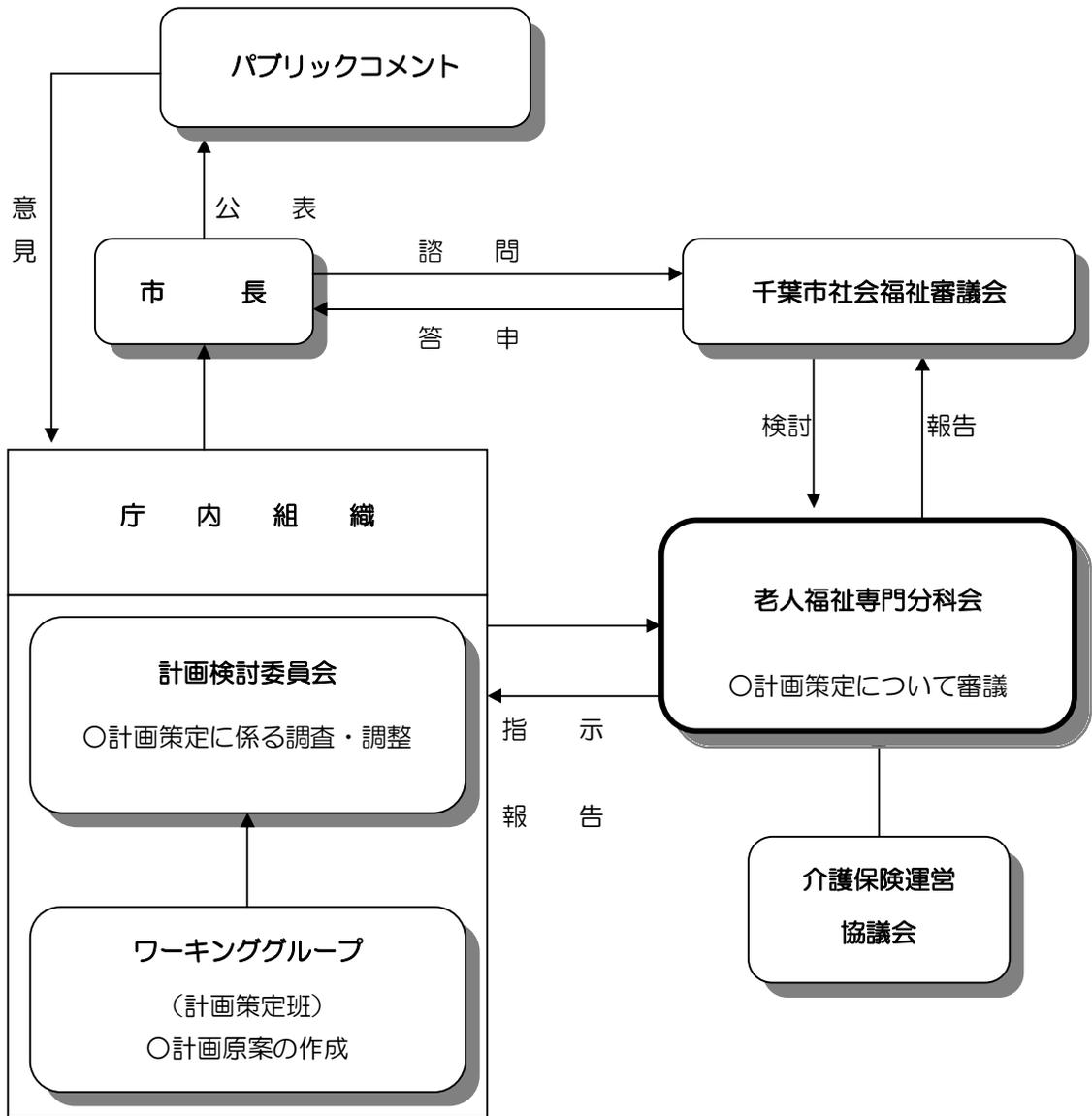


# 付属資料



# 1 高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）の策定体制



## 2 高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）の策定経過

年度	月日	会議等	事項
平成16年度	3月29日	第2回社会福祉審議会	・千葉市高齢者保健福祉推進計画について
平成17年度	8月18日	第1回老人福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉市高齢者保健福祉推進計画の策定について</li> <li>・介護保険制度の改正について</li> <li>・現高齢者保健福祉推進計画の進捗状況について</li> <li>・千葉市高齢者保健福祉推進計画・介護保険事業計画策定実態調査の結果報告について</li> </ul>
	10月31日	第2回老人福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活圏域の設定について</li> <li>・地域包括支援センターの設置・運営について</li> <li>・地域支援事業の基本的方針について</li> <li>・介護保険サービス提供基盤の整備について</li> <li>・介護保険のサービス量・給付費等の見込みについて</li> </ul>
	12月20日	第3回老人福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの選定結果について（報告）</li> <li>・中央区の日常生活圏域の変更について</li> <li>・地域支援事業の内容について</li> <li>・次期介護保険事業計画におけるサービス量・給付費等の見込み及び保険料設定について</li> <li>・次期高齢者保健福祉推進計画の骨子について</li> </ul>
	1月10日	第4回老人福祉専門分科会	・次期高齢者保健福祉推進計画の原案について
	1月13日 ↓ 2月13日		・パブリックコメントの実施
	1月15日		・市政だより掲載（パブリックコメント実施周知）
	1月13日 ↓ 2月13日		・市民説明会（12ヶ所で開催）
	3月20日	第5回老人福祉専門分科会	・次期高齢者保健福祉推進計画の最終案について

### 3 千葉市社会福祉審議会条例

---

(設置)

第1条 本市は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)

第7条第2項及び第12条第1項の規定に基づき、社会福祉に関する事項(精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、千葉市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平成12条例56・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 審議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

- 第7条 法第11条第3項及び第4項並びに第12条第2項の規定に基づき、審議会に民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会並びに児童福祉専門分科会を置く。
- 2 身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設ける。
  - 3 児童の処遇に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に処遇検討部会を設ける。
  - 4 前3項に定めるもののほか、専門分科会に関し必要な事項は、別に定める。

(平成12条例56・一部改正)

(委任)

- 第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 千葉県社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例(平成4年千葉県条例第11号)は、廃止する。

附 則(平成12年9月21日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 千葉市社会福祉審議会運営要綱

---

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市社会福祉審議会条例（平成12年千葉市条例第10号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、千葉市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 条例第7条第1項に規定する専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。

以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

第3条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「令」という。）第2条第1項の規定に基づき、委員長が指名する。

2 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(専門分科会の議事)

第4条 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要又は異例な事項についてはこの限りでない。

2 専門分科会の招集、議事の定員数及び表決数については、審議会の例による。

(部会)

第5条 条例第7条第2項に規定する審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、令第3条第2項の規定に基づき、委員長が指名する。

2 条例第7条第3項に規定する処遇検討部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 各部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

(部会の議事)

第6条 審議会は、児童の処遇に関して諮問を受けたときは、処遇検討部会の決議をもって、身体障害者の障害程度、医師の指定及び取消並びに更生医療に係る医療機関の指定及び取消に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

2 部会の招集、議事の定員数及び表決数については、審議会の例による。

(小委員会)

第7条 審議会は、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 小委員長は、その小委員会の事務を掌理する。

5 小委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

(小委員会の議事)

第8条 小委員長は、小委員会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

2 小委員会の招集、議事の定員数及び表決数については、審議会の例による。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉局保健福祉総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 千葉県社会福祉審議会運営要綱（平成4年6月8日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

## 5 千葉市社会福祉審議会 老人福祉専門分科会委員名簿

(敬称略、50音順)

氏名	職名等	備考
秋谷 正樹	千葉市社会福祉協議会副会長	
畔上加代子 ※	千葉県在宅サービス事業者協議会会長	
飯田 禮子	千葉市民生委員児童委員協議会副会長	
石井 茂隆	千葉市市議会議員（議長）	
入江 康文	千葉市医師会副会長	
上田 重稔 ※	公募被保険者代表	
片桐 勲 ※	千葉市町内自治会連絡協議会会長	
金親 肇	千葉市薬剤師会会長	
神山 邦子 ※	千葉県看護協会常任理事	
穴倉 邦明	千葉市歯科医師会会長	
清水 光任	千葉県社会福祉協議会（前会長）	
鈴木 和子 ※	公募被保険者代表	
高山 光司 ※	弁護士	
○ 武村 和夫 ※	千葉市老人福祉施設協議会副会長	
手島 英男 ※	千葉商工会議所議員	
永田 利臣	千葉市民生委員児童委員協議会会長	
野尻 雅美	千葉大学名誉教授	
萩原 健 ※	公募被保険者代表	
伯野 中彦	千葉市医師会会長	
長谷川省悟	千葉市老人クラブ連合会会長	
平山登志夫	千葉市老人保健施設連絡協議会会長	
升川 光博 ※	連合千葉地域協議会副議長	
◎ 松崎 泰子	淑徳大学社会学部教授	
水野谷 繁 ※	千葉県介護支援専門員協議会会長	
宮原二三代 ※	呆け老人をかかえる家族の会千葉県支部代表	
谷嶋 俊雄	千葉市老人福祉施設協議会副会長	

(注) ◎は会長、○は会長職務代理

※は臨時委員（千葉市介護保険運営協議会委員）

## 6 用語解説

---

### あ

#### ・アウトカム評価・アウトプット評価

事業等を行うことによる評価方法です。

これまでは事業を始める前に、事業の予算額や事業量がどれだけあるかといったことについて人々の関心がありましたが、事業を終えた時の、事業の効果について評価することが大切であるということからこの言葉が生まれました。

アウトカムとは実際に事業を実施したことによる効果であり、アウトプットとは、事業の実施量です。

#### ・アセスメント

一般的には環境分野において使用される用語ですが、介護福祉の分野では、介護過程の第一段階において、利用者が何を求めているのか正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認すること、援助活動を行う前に行われる評価。利用者の問題の分析から援助活動の決定までの事を指し、援助活動に先立って行われる一連の手続きです。

#### ・あんしんケアセンター(地域包括支援センター)

高齢者やその家族に対する総合的な相談・支援や、介護予防事業のケアマネジメント、被保険者に対する虐待の防止やその早期発見等の権利擁護、支援困難ケースの対応などケアマネジャーへの支援等を行います。千葉市では、市内に12か所(区に2か所)設置しています。

### い

#### ・いきいきプラザ・センター

いきいきプラザ(老人福祉センター)は、各区に1か所設置されており、高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした施設です。また、老人デイサービスセンターを併設している施設もあります。

いきいきセンターは、市内に5か所設置しており高齢者の生きがい対策や健康づくり等のための地域の施設です。

### え

#### ・嚥下障害

疾病や老化などの原因により飲食物の咀嚼<sup>そしゃく</sup>や飲み込みが困難になる障害をいいます。

## か

### ・介護サービス計画(ケアプラン)

介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成する要介護者に提供するサービス計画のことで、在宅サービスと施設サービスに関する2種類のケアプランがあります。

在宅でのサービスを希望する場合は、居宅介護支援事業者(ケアプラン作成事業者)に作成を依頼するか、または本人等が作成する必要があります。施設入所等のサービスを希望する場合は、その介護保険施設(特別養護老人など)が作成します。

### ・介護支援専門員(ケアマネジャー)

要介護者及び要支援者などからの相談に応じ、心身の状況に対し適切なサービスが利用できるよう居宅介護サービス事業者や介護保険施設、市町村との連絡調整を行い、居宅介護サービス計画(ケアプラン)の作成を行います。また、介護保険施設においては、施設に入所または、入院中の要介護者の施設介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。

介護支援専門員は、医師、看護師、介護福祉士などで、一定の実務経験のある法定資格者が介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ、都道府県知事が実施する研修の修了証明書の交付を受けた方です。

### ・介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護

入居者が要介護者及びその配偶者等に限られる有料老人ホームやケアハウス等(介護専用型特定施設)において、その施設が提供する入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話をいいます。

### ・介護相談員派遣事業

本市が委嘱した介護相談員を介護保険施設などに派遣し、サービス利用者やその家族の相談に応じることで、不安などの解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質の向上を図ることを目的とする事業です。平成18年4月1日現在、関係団体からの推薦及び公募により選任された20人の相談員が、基本的に2人1組で担当する事業所を毎月1回訪問しています。

### ・介護予防事業

地域支援事業に含まれる事業で、特定高齢者の方を対象に行います。通所型事業と訪問型事業があり、前者には「介護予防教室」、「口腔ケア」「高齢者運動機能向上教室」などが、後者には「訪問指導」や「配食サービス(食の自立支援)」などがあります。

### ・介護療養型医療施設(療養病床等)

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする要介護者が入院する施設です。医療、看護、医学的管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

#### ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な要介護者が入所する施設です。食事、入浴、排泄などの介護、その他日常生活上の世話や健康管理などを行います。

#### ・介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な要介護者が入所する施設です。医学的な管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

#### ・各種福祉講座

いきいきプラザ等で行う高齢者の教養の向上及びレクリエーション等、幅の広い内容の講座のことをいいます。

#### ・感染症

インフルエンザや結核など、ウイルス感染や細菌感染などにより引き起こされる病気。

## き

#### ・居住費・食費の見直し

在宅と施設利用者の方との負担の均衡化のため、介護保険施設等における居住費、食費について、在宅の方と同様に、保険給付の対象外とすること。また、年金には元々、居住費や食費に相当する費用が見込まれていることから、重複を解消するためでもあります。

#### ・居宅介護サービス事業者等連絡会議

本市をサービス提供地域とするすべての指定事業者及び基準該当事業者を対象に開催し、情報提供などを行うことにより、介護サービスの質の向上と民間事業者の参入促進や事業者間の連携を図るための会議です。

#### ・居宅介護支援事業者

介護支援専門員(ケアマネジャー)を配置し、居宅における介護サービス計画(ケアプラン)を作成する事業者のことです。

#### ・居宅療養管理指導

居宅要介護者等について、医師、歯科医師、薬剤師などにより、その者の居宅を訪問して行なわれる療養上の管理及び指導をいいます。

## け

#### ・ケアカンファレンス

事例の援助過程において、的確な援助を行うためにケアマネジャーが主催し、援助に携わる者が集まり、討議する会議のことです。

### ・ケアマネジメント

要介護者及び要支援者のサービス利用者に対し、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供するための連携・調整などの一連の活動のことです。介護保険制度では、ケアマネジメントシステムとして、要介護認定の後、介護支援専門員（ケアマネジャー）による課題分析やサービス計画作成、サービスの提供、継続的な管理（モニタリング）、再評価を行うことを指します。

### ・軽費老人ホーム

家庭環境・住宅事情などの理由により居宅において生活することが困難な方を入所させ、日常生活に必要な便宜を低額な料金で提供する施設です。軽費老人ホームには、食事の提供や日常生活に必要な便宜を提供する「A型」と、自炊が原則の「B型」、高齢者が自炊のできない程度の身体機能（車椅子利用の生活）になっても自立した生活が送れるように配慮した「ケアハウス」があります。

### ・健康度評価（ヘルスアセスメント）

対象者一人ひとりの必要性に応じた、生活習慣改善のための保健サービスを計画的に提供するため、個人の生活習慣行動、社会・生活環境などの把握を行い、その評価に基づき生活習慣の改善指導を実施します。

### ・権利擁護

高齢者が、虐待を受けたり、認知症により生活に困難を抱えた場合などに、問題を抱えたままの生活が続かないように、適切な福祉サービスにつなげたり、成年後見制度の申立などにより、専門的・継続的な支援を行うことです。相談は、あんしんケアセンター等で行います。

## こ

### ・後期高齢者

老年期を前期老年期（65歳～74歳）と後期老年期（75歳以上）に分けて、後期老年期の高齢者を後期高齢者といいます。後期高齢者は前期高齢者に比べて、寝たきり、認知症状態の発生率が高くなります。

### ・口腔ケア

口をきれいにし虫歯や歯槽膿漏、そのほかの口の病気を予防し口の健康を保持増進することです。口腔のケアは、ひいては全身疾患を予防し健康を保持増進することにつながります。

### ・高脂血症

血液中の脂質（コレステロールや中性脂肪）が多すぎる病気で、放置すると動脈硬化などを引き起こします。

### ・高齢者の尊厳

高齢者は、年齢、性、家系、人種的な背景、障害、あるいは他の状態に関係なく公平に扱われ、また経済的な貢献に関係なく尊重されるべきであること。

### ・骨粗しょう症

骨量の減少により骨折しやすい状態となる病気で、高齢者や特に女性に多く見られます。

## さ

### ・在宅介護支援センター

居宅のねたきり・認知症など介護を必要とする高齢者やその介護を行っている家族を支援するための調整支援機関です。24時間体制で相談などに応じ、市町村への保健福祉サービスの利用申請手続きなども行います。

### ・参酌標準

市町村が介護保険サービスの利用量を見込むに当たって参考にすべき標準値で、国から示されます。

第3期介護保険事業計画の策定に当たっては、要介護2～5の認定者数に占める施設サービス等の利用者数の割合や、地域支援事業や新予防給付の実施による介護予防の効果の見込みなどについて示されました。

## し

### ・歯周病

歯周病は歯をささえる骨や歯肉の病気です。軽いうちに手当をしておかないと、歯の土台である歯槽骨しそうこつがだんだん無くなって、最終的には歯が抜けてしまいます。

### ・指定介護予防支援事業所

市町村の指定を受けて、新予防給付のケアマネジメント（介護予防支援）を行います。

千葉市では、あんしんケアセンター（地域包括支援センター）が指定介護予防支援事業所になります。

### ・社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う、国家資格取得者です。

### ・主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)

一定の実務経験があり、所定の研修を修了した介護支援専門員(ケアマネジャー)。地域や事業所において中核的な役割を果たします。あんしんケアセンターにはこの主任ケアマネジャーが必ず配置され、地域のケアマネジャーの支援や指導などを行います。

### ・生涯学習

一人ひとりの暮らしを良くしたり、仕事の能力を身につけたり、豊かな人生を歩むことを目指して、スポーツ活動、文化活動、趣味・レクリエーション活動、ボランティア活動などを自分にあったやり方を選びながら、生涯を通じて行うものです。

### ・小規模多機能型居宅介護

自宅から通うことを中心に、必要に応じてヘルパーの訪問を受けたり、短期間泊まったりして介護を受ける多機能なサービスです。

### ・所得段階区分

第1号保険料は、被保険者の負担能力に応じた負担を求める観点から、本人・家族の所得や課税状況をもとに定めた区分ごとに保険料の額を設定する仕組みとなっており、この区分を所得段階区分といいます。

千葉市では、平成17年度までは5段階の区分でしたが、平成18年度からは7段階の区分となりました。

### ・自立支援

高齢者が自らの有する能力を最大限活かし、自らが望む環境で、人生を尊厳をもって過ごすことができるよう、多少身体などが不自由になってもその人なりの生活の仕方を続けていけるように支援することです。

### ・シルバー人材センター

「高齢者雇用安定法(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律)」を根拠法とし、都道府県知事の認可を受け、市町村(特別区を含む)の区域ごとに設立された公益法人です。

主な事業は、①臨時的かつ短期的な就業の機会の提供、②臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望する高年齢者に無料の職業紹介、③高年齢退職者に対し、臨時的かつ短期的就労に必要な知識・技術の講習を行っており、定年退職などで職業生活から引退課程にあるか又は引退後の、健康で働く意欲と能力があるおおむね60歳以上の高齢者でシルバー人材センターの趣旨に賛同し、会費を納入すれば誰でも会員として参加することができます。

### ・新予防給付

軽度の方(要支援1・2)を対象とした介護予防サービス。ホームヘルプやデイサービスなどの従来の介護サービスを心身の機能の悪化防止を重視した内容に見直したものです。

## せ

### ・生活援助員(ライフサポートアドバイザー)

シルバーハウジングなどに居住している高齢者に対し、必要に応じ、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応などのサービスを支援する人のことです。

### ・生活支援ハウス

常時介護を必要としない一人暮らし、夫婦のみの世帯で、独立して生活するのに不安を抱える高齢者が安心して健康で明るい生活ができるよう支援するとともに、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした施設で、生活援助員が常駐し、緊急時の対応にあたりるとともに、介護支援・居住・地域交流の機能を持つ施設です。

### ・生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発病・進行に関与するがん、脳卒中、心臓病などの疾病です。これまでは「加齢」という要素に着目し、「成人病」とよばれてきましたが、生活習慣という要素に着目して再定義された概念です。

### ・成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な人の保護（財産管理や身上監護）を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人が行う制度です。

## た

### ・団塊の世代

第二次世界大戦直後の日本において1947年から1949年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代のことをいいます。

## ち

### ・地域ケア体制

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、安心して生活できるように、高齢者を地域全体で支える体制のことです。

### ・地域支援事業

特定高齢者の方に対する介護予防事業やあんしんケアセンターが行う介護予防マネジメントなどの包括的支援事業、市町村が事業を選択して実施する任意事業の3つの事業の総称です。

## ・地域資源

地域福祉資源のこと、地域に根ざした福祉活動をする、組織、団体、施設などの総称。

具体的には、地区社会福祉協議会、民生・児童委員、ボランティア団体、NPO 法人、老人クラブ、町内自治会、保健（福祉）センター、地域包括支援センター、その他医療機関、福祉施設などです。

## ・地域包括支援センター（あんしんケアセンター）

高齢者やその家族に対する総合的な相談・支援や、介護予防事業のケアマネジメント、被保険者に対する虐待の防止やその早期発見等の権利擁護支援、支援困難ケースの対応など、ケアマネジャーへの支援等を行ないます。千葉市では、「あんしんケアセンター」の名称で市内に12か所（区に2か所）設置しています。

## ・地域包括支援センター等運営部会

地域包括支援センターの設置・運営・評価等に係る必要な事項及びセンターの公正・中立的な運営を図ることや、地域密着型サービスの指定・質の確保・運営・評価等審議するため、千葉市介護保険運営協議会に地域包括支援センター等運営部会を設置しています。

## ・地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護者だけが入居する有料老人ホームなどのうち、定員30人未満の施設において、日常生活上の支援や介護などを行ないます。

## ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設において、食事、入浴、排泄などの介護、その他の日常生活上の世話や健康管理などを行ないます。

## ・チームアプローチ

それぞれのもつ役割と専門性から多角的に捉え、共通の問題として共有したり、評価することです。

## ・千葉県国民健康保険団体連合会

千葉県下の国民健康保険の保険者が、共同して国民健康保険事業を円滑に推進するために設立している公法人です。介護保健に関する業務としては、保険給付の審査・支払いに関することと、サービスの質に関する苦情処理を行っています。

## ・千葉市介護保険運営協議会

介護保険事業の運営に関する協議を行うための、市民公募委員、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、サービス事業者などで構成する協議会です。

## ・超高齢社会

一般的には高齢化率（65歳以上の高齢者が人口に占める割合）が、7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会とされています。

## て

### ・電磁調理器

火の代わりに磁力線を利用し、鍋自体を発熱させる加熱器具です。渦電流により鍋を発熱させるため鍋は磁性体の金属製または電磁調理器対応製品に限られます。鍋事態が加熱されるので熱効率に優れており、空鍋を感知して運転を停止し、鍋底の異常温度を感知して運転を停止する、スイッチの切り忘れを検知して電源スイッチを切るなどの機能があります。

### ・転倒骨折予防教室

足腰が弱くなり、つまずいたり転びやすい方を対象に、転倒しにくい体づくりのための運動や日常生活の中での予防対策などを身につけるための教室です。

## と

### ・特定高齢者

基本チェックリストにより、要支援・要介護状態になる恐れがあると判定された高齢者です。

## に

### ・日常動作訓練

理学療法士の指導により、日常生活を円滑に行うために必要な動作（起きる、立つ、座る、歩くなど）の指導、訓練などを行います。

#### ・（地域支援事業の）任意事業

地域支援事業の中には市町村が実施する事業を任意に選択することができるものがあります。本市では、「介護給付費適正化事業」や「家族支援事業」などを行います。

### ・認知症高齢者

認知症高齢者とは、一旦正常に発達した知能が後天的な脳の器質の障害などにより持続的に低下している状態の高齢者のことを言います。具体的には、最近のことが覚えられない記憶の障害や、日常生活の判断や、被害妄想などの判断障害が起きます。

### ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の方が共同生活するグループホームにおいて、家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、排泄などの介護や機能訓練を行います。

### ・認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に、デイサービスセンターなどで、入浴、食事の提供や機能訓練などを日帰りで行います。

## は

### ・徘徊高齢者SOSネットワークシステム

認知症高齢者が徘徊行動により所在不明となった場合の早期発見・早期保護を図るため、警察をはじめとする行政機関、自治会などの地域組織、店舗、タクシー・バスなどの交通機関など幅広い関係機関が協力し、早期に家族の元に帰すことを目的としたシステムです。

### ・バリアフリー

児童、障害者、高齢者などすべての人がまちの中で自由に行き来し、社会のあらゆる分野で参加できるように、人の移動や参加を妨げている様々な障壁（バリア）をなくしていくことです。

## ふ

### ・プライマリケア

住民の健康、疾病に対し総合的・継続的に対応する、最も身近な医療をプライマリケア（かかりつけ医）といいます。

### ・プロセス評価

目標を達成するまでの過程が的確に企画され、実施経過が把握されているかどうか評価することです。

## ほ

### ・包括的支援事業

地域支援事業に含まれる事業で、次の4つの事業を一体的に行うものです。

- ・ 介護予防ケアマネジメント
- ・ 総合相談支援
- ・ 虐待の早期発見・防止、権利擁護
- ・ 地域のケアマネジャーなどの支援

なお、千葉市では、あんしんケアセンターがこの事業を実施します。

### ・保健師

保健師助産師看護師法に規定される専門職です。個人や集団に対して、健康保持増進の指導、疾病予防の指導、健康相談、健康教育など広く地域住民の公衆衛生に必要な保健指導を行います。

### ・ボランティアコーディネーター

ボランティアセンターや施設・企業・学校などのボランティア活動推進団体や機関で「ボランティア活動をしたい」という人と「ボランティアを必要としている」人に双方の希望に合った活動を紹介したり、相談や助言、情報提供、講座・研修などの開催、ボランティア団体への支援など、ボランティア活動を行う人々が活動しやすい環境の整備などを行う専門職です。

## め

### ・メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満によって、高脂血症、糖尿病、高血圧症などの病気が引き起こされやすくなった状態です。

## や

### ・夜間対応型訪問介護

ホームヘルパーなどが夜間、定期的に巡回したり、通報を受けて自宅を訪問し、入浴、食事などの介護を行います。

## ゆ

### ・有酸素運動

筋力を強くする激しい運動（無酸素運動）に対し、肺から取り込んだ酸素の供給により、体内の脂肪を燃やす低負荷で長時間行う運動。代表的なものは、ウォーキング、ジョギング、サイクリング、水中運動などで、運動の強さは自分の能力の5割程度、つまり軽く汗ばむ程度がよいとされています。

### ・有償ボランティア

交通費や食事代などの経費や謝礼を受け取り活動するボランティアのことです。

### ・有料老人ホーム

高齢者が入居し、介護や食事の提供などの日常生活上必要なサービスを受けて生活する施設です。

## よ

### ・要介護高齢者

ねたきり高齢者、認知症高齢者、疾病などにより心身が虚弱な高齢者など身体又は精神上の障害があって日常生活を営むに支障がある、おおむね60歳以上の方です。

### ・要介護・要支援

「要支援」は要介護とは認められないが、社会生活の上で一部介助が必要な状態を指します。また、「要介護」は介護が必要な状態であり、生活の一部に支障を生じる程度から日常生活に全面的介護が必要な状態までを含みます。

### ・要介護認定

介護保険で被保険者が保険給付を受けるにあたって、給付の対象となる要介護状態かどうかを判定する手続きです。具体的には、被保険者の申請に基づき、介護認定調査員が調査し、その結果と主治医の意見書などを踏まえ、介護認定審査会で判定を行い、この判定結果に基づき市町村が行う認定のことです。

### ・予防重視型システム

今回の介護保険制度改革では予防重視型システムとして、できる限り要支援・要介護状態にならない、あるいは、重度化しないよう「介護予防」を重視したシステムの確立を図りました。これにより新予防給付と地域支援事業（介護予防事業）が創設されました。

## ら

### ・ライフスタイル

家族や個人の暮らし方、生活様式のことです。特に、趣味・交際などを含めた、その人の個性を表すような生き方をいいます。

### ・ライフステージ

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階をいいます。

## 千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）

---

発 行 平成18年3月

企画・編集 千葉市 保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

電 話 043-245-5171

FAX 043-245-5548

E-mail korei.HWS@city.chiba.lg.jp

---



千葉市